平成２６年（フ）第９５２号
堺市中区深井清水町2084番地１　ももちゃんハイツ306号
債務者　友清　邦久
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７６号
堺市中区大野芝町297、住民票上の住所大阪府八尾市陽光園１丁目６番５－303号
債務者　オフィスユアーズこと　木田　貴士
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１００８号
堺市堺区四条通５番４号
債務者　小西　靖夫
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３５号
大阪府藤井寺市林３丁目３番17号
債務者　佐々木早苗
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５号
堺市北区北花田町２丁196番地１　フォーユー堺北花田、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町３丁122番地　石橋文化１Ｆ６号
債務者　石井　光子
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
大阪府大阪狭山市茱萸木５丁目563番地　205号、前住所大阪府大阪狭山市半田３丁目1705番地の11
債務者　徳田　幸介
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
盛岡市上田堤１丁目３番２号　メゾン・ドゥルミエール102号
債務者　木村　　一
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０号
盛岡市東仙北２丁目16番30号
債務者　佐藤　雅弘
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８号
盛岡市上田堤２丁目22番15号
債務者　佐藤　正宏
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９９号
新潟県阿賀野市金田町４番21号
債務者　髙橋　勝雄
１　決定年月日時　平成27年１月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１００号
新潟県阿賀野市金田町４番21号
債務者　髙橋　咲子
１　決定年月日時　平成27年１月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１０８号
新潟県新発田市新栄町２丁目11番５号
債務者　小杉　光子
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３２７号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江五反田82番地１
債務者　馬郡由美子
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３号
愛知県岩倉市旭町１丁目22番地　岩倉グリーンハイツＣ棟607号
債務者　水野　孝次
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４号
愛知県岩倉市旭町１丁目22番地　岩倉グリーンハイツＣ棟607号
債務者　水野　千鶴
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８０号
香川県丸亀市土器町東４丁目107番地　コーポ葵202号
債務者　久保　令奈（旧姓南原）
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９７号
香川県丸亀市三条町845番地１　ミレニアム21Ｂ棟203号
債務者　緒方　和彦
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部